

第 1 回 田浦小学校跡地活用検討協議会 次第

日時：令和 7 年 2 月 26 日（水）19：00～

場所：田浦コミュニティセンター 3 階第 1 学習室

1 開 会

2 挨 拶（FM 推進課長）

3 議 題

（１）学校跡地活用の検討

- ・跡地活用検討協議会について
- ・対象施設の現況及び取り巻く法令等の状況について
- ・既存の機能等について

（２）地域住民向け説明会の開催について

（３）既存機能利用に関する当面の窓口について

4 事務連絡

5 閉 会

▽会議資料

- 資料 1-1 田浦小学校跡地活用検討協議会要領
- 資料 1-2 検討協議会構成員一覧
- 資料 1-3 検討協議会の位置づけ・スケジュール
- 資料 2-1 施設の現状と取り巻く背景・方向性案
- 資料 2-2 これまでの意見一覧
- 資料 2-3 周辺の公共施設等の状況
- 資料 3-1 廃校活用事例集（出典：文部科学省HP）
- 資料 3-2 跡地活用・転用事例（横須賀市）
- 資料 4 既存機能利用の当面の窓口

田浦小学校跡地活用検討協議会設置要領

(設置)

第1条 田浦小学校の閉校後、当該施設の活用について、地域団体の代表者等から意見を集約し、活用方針について検討するため、田浦小学校跡地活用検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 町内会・自治会長

(2) 地域関係団体および施設の代表者

(3) 対象校の保護者

(4) その他財務部FM推進課が必要と認める者

(会議)

第3条 会議については、財務部FM推進課長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要に応じて協議会構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 協議会は、傍聴可能とする。

5 会議記録は、原則公開とする。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、財務部FM推進課において行う。

(その他の事項)

第5条 本書に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は財務部FM推進課が構成員と調整の上、定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年2月26日から施行する。

【資料 1 - 3】 検討協議会の位置づけ・スケジュール

◎ 本協議会の位置づけ

学校施設はこれまでも地域のシンボルとしての役割を担ってきました。本協議会では田浦地域が置かれた状況や課題を踏まえながら、将来に向けたまちづくりの視点から田浦小学校の持続可能な跡地活用方針案を見出すことにより、地域の魅力と活力の向上につなげることを目的とします。

※本協議会は多様な情報を材料としながら、構成員同士での意見交換を中心に跡地活用の方針案を協議いただく場と考えています。

◎ 本協議会の開催スケジュール

第1回の協議会を開催以降、2～3か月ごとに5回程度開催し、令和7年12月ごろに跡地活用案について一定の方針を見出すことを目標とします。

※開催回数は見込みであり、進捗状況によっては延長させていただく場合があります。

【実施時期の見込み】

- ・ 第1回 令和7年 2月26日（水）
- ・ 第2回 令和7年 5月
- ・ 第3回 令和7年 7月
- ・ 第4回 令和7年10月
- ・ 第5回 令和7年12月



【資料2-1】田浦小学校の現状

◎施設情報

所在地：横須賀市田浦3丁目55

敷地面積：約6,843m²

建物面積：約4,599m²

校舎① 昭和28年11月築

校舎② 昭和35年 3月築

校舎③ 昭和43年 3月築

校舎④ 昭和46年 1月築

(鉄筋コンクリート造3階建て)

体育館 昭和49年 3月築

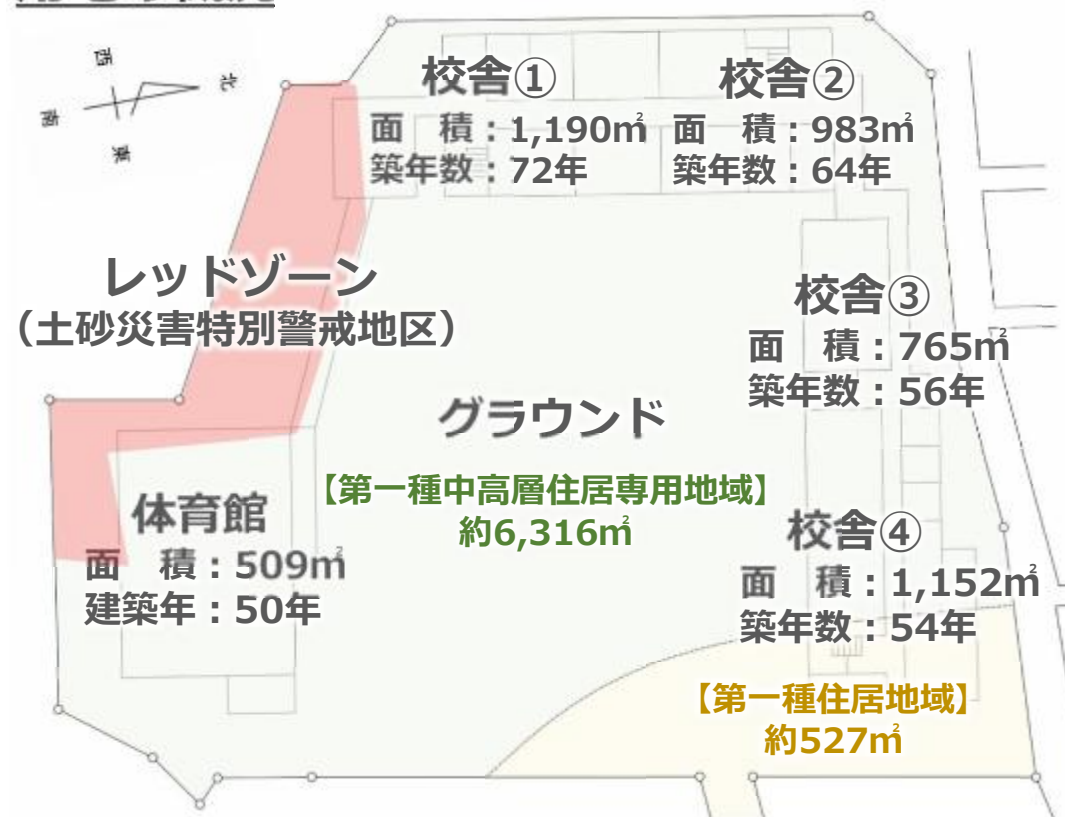
(鉄骨造1階建て)

改修履歴：平成18年度に耐震補強工事、
平成22年度に外壁塗装工事
済み。

◎敷地情報

敷地南側が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されており、体育館と昇降口の一部が区域内となっている。

用地の概況



田浦小学校を取り巻く法令等の状況

◎ 主な法令制限

用途地域：第一種中高層住居専用地域
第一種住居地域

建ぺい率：60%

容積率：200%

防火地域：準防火地域

高度地区：高さ15メートル以下

接道幅員：約4メートル ※建築基準法第42条2項道路

◎ 用途地域による制限

【認められる主な用途】

- ・住宅（戸建て、マンション）
- ・店舗（床面積500㎡以下）
- ・学校（幼稚園、小中高校、大学など）
- ・公共施設（庁舎、図書館など）
- ・病院、診療所、保育所
- ・老人ホーム

【認められない主な用途】

- ・事務所
- ・宿泊施設（ホテル、旅館）
- ・遊戯施設（カラオケボックス、劇場など）
- ・単独車庫
- ・倉庫業倉庫
- ・工場

田浦小学校が持つ既存の機能等

◎ 主な既存機能

■ 常設的な利用

- ・ 学校施設開放（スポーツ振興課） ※スポーツ団体利用

■ 臨時的な利用

- ・ 学校施設開放（学校管理課） ※町内会等地域による利用
- ・ 広域避難地、震災時避難所、風水害時避難所（危機管理課）
- ・ 投票所（選挙管理課）

◎ 活用の大きな方向性（案）

- ・ 地域住民などが集うコミュニティ拠点としての機能
- ・ 地域の活性化（賑わい）に資する機能

【資料 2 - 2】 田浦小学校の跡地活用にかかる主なご意見

(教育環境整備説明会・保護者説明会・合同学校運営協議会)

(1) 地域活動や居場所に関するご意見

- ・校庭は健民運動会、体育館もスポーツ団体などが使用している。この地域は体育施設がないため、残してほしい。
- ・地域コミュニティがなくならないよう活用をしてほしい。
- ・こどもが放課後に過ごせる場所を設置してほしい。
- ・学校から帰ったこどもの過ごす場として公園が必要。

(2) 避難所に関するご意見

- ・体育館はレッドゾーンにかかっていることから、避難所とすることは理解できない。
- ・校舎の老朽化から小学校として運営していくのは危ないと言いながら、田浦小学校に避難させることはおかしい。緊急避難先を変更してもらいたい。

(3) 民間活用等に関するご意見

- ・地域が活性化する活用をしてほしい。
(例：うみかぜ公園でのスケートボードやBMX)

【資料2-3】

■ 田浦小学校周辺
公共施設等の状況



【資料3-2】市内小中学校の跡地活用の状況

(1) 坂本小学校【一部再活用・一部売却】

閉校時期：平成11年3月（青葉小学校との統合により桜小学校）

最寄り駅：汐入駅（距離1.2km・徒歩約15分）

跡地利用：不登校生徒の支援施設、市道整備、戸建て住宅

(2) 陽光小学校【売却】

閉校時期：平成18年3月末（鶴久保小学校に統合）

最寄り駅：横須賀中央駅（距離1.8km・徒歩約23分）

跡地利用：医療系専門学校キャンパス

(3) 光洋小学校【売却】

閉校時期：平成22年3月末（鴨居小学校に統合）

最寄り駅：浦賀駅（距離2.1km・徒歩約27分）

跡地利用：戸建てリゾート住宅

(4) 上の台中学校【検討中】

閉校時期：平成23年3月末（鴨居中学校に統合）

最寄り駅：浦賀駅（距離2.1km・徒歩約27分）

(5) 平作小学校【再活用】※衣笠駅から1.9km（徒歩約24分）

閉校時期：平成25年3月末（池上小学校に統合）

最寄り駅：衣笠駅（距離1.9km・徒歩約24分）

跡地利用：学校給食センター

小中学校以外の公共施設の転用事例

(1) 大楠幼稚園 **【再活用】**

廃止時期 : 令和7年3月(予定)

最寄り駅 : 逗子・葉山駅(距離8.5km・バス約27分)

転用後用途 : 学童保育、放課後こども教室、ボランティアセンター、プレイルーム

(2) 秋谷老人福祉センター **【未定】※プロポーザル実施中**

廃止時期 : 令和7年3月(予定)

最寄り駅 : 逗子・葉山駅(距離7.2km・バス約24分)

転用後用途 : 民間活力による集客施設、地域活動スペース

(3) 職員厚生会館 **【再活用】**

廃止時期 : 令和3年2月

最寄り駅 : 横須賀中央駅(距離0.5km・徒歩約8分)

転用後用途 : 中央こども園(幼保一体型認定こども園)

(4) 諏訪幼稚園 **【再活用】**

廃止時期 : 令和3年3月

最寄り駅 : 横須賀中央駅(距離0.75km・徒歩約11分)

転用後用途 : 日本語支援ステーション

【資料４】 既存機能に関する問い合わせ先（令和７年４月～）

◎ 学校施設の開放について

・ スポーツ団体による利用

【連絡先】 文化スポーツ観光部 スポーツ振興課 施設係

【電 話】 046-822-8444（直通）

・ 町内会等地域による利用

【連絡先】 教育委員会 教育総務部 学校管理課 施設管理係

【電 話】 046-822-8476（直通）

◎ 避難所・避難地について

【連絡先】 市長室 危機管理課 災害対策係

【電 話】 046-822-8357（直通）

◎ 選挙について

【連絡先】 選挙管理委員会 選挙管理課 管理・啓発担当

【電 話】 046-822-8497（直通）